

一般社団法人小規模ケア研究会

会 則

一般社団法人小規模ケア研究会

（ 名 称 ）

第1条 この会は、「一般社団法人小規模ケア研究会」という。
また、略して「ケア研究会」と称す場合もある。

（ 目 的 ）

第2条 介護サービスを提供する小規模事業所が相互に連携を密にして、スムーズな情報伝達及び経験の交流、研修、研究を通して小規模ケアサービスの資質の向上と利用者の生活環境の充実に努め、高齢者並びにその家族を支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（ 事 業 ）

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- ① 小規模介護事業所のサービス向上のための研修
- ② 研修への講師派遣
- ③ 小規模介護事業所を充実させるための会員相互の交流
- ④ 関係機関との連携及び調整
- ⑤ 情報収集と会員への発信・啓発
- ⑥ その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

（ 会 の 構 成 ）

第4条 この会は、正会員、個人会員、賛助会員をもって構成する。

（ 会 員 ）

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 三重県内の小規模介護事業所を運営する施設・団体、小規模介護事業所の設立を予定している施設・団体及びそれらの施設・団体に所属する個人
- 二 個人会員 前号の規定に該当しない小規模介護事業所を運営する施設・団体に所属する個人又は介護福祉・医療関連の有識者
- 三 賛助会員 この法人の目的に賛同する団体及び個人

（ 役 員 の 選 任 ）

第6条 役員の選任については、次のとおりとする。

- ① 理事長および副理事長は会員の互選
- ② 書記・会計・監査役は理事長の指名

（ 役 員 の 構 成 ）

第7条 この会は、以下の役員によって構成する。

- 理事長・・・・・・・・・・1名
副理事長・・・・・・・・・・2名
書記・・・・・・・・・・1名
会計・・・・・・・・・・1名
監査役・・・・・・・・・・1名
事務局長・・・・・・・・・・1名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 理事長はこの会を代表し、その業務を総括する。
- ② 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 監査役は、事業概要報告、収支を監査し、その適否について会員に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 役員の仕事は2年とする。
- ② 役員の仕事は妨げない。
- ③ 役員は、辞任し、または仕事満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(役員の仕事)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において過半数の同意により、これを解任することができる。

- ① やむを得ない事情により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反、その他役員として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。

(入会)

第11条 会員になろうとするものは、会則に賛同し、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第12条 会員は年会費を入会申し込み期日より一ヶ月以内に納めなければならない。また、入会を継続する場合、総会から一ヶ月以内に所定の会費を納めなければ成らない。尚、年度途中の入会・退会においても所定の会費を納めなければ成らない。

第1項 年会費は次のように定める。

- ① 正会員 : 10,000円 但し、正会員の事業所のスタッフはこれを免除する
- ② 個人会員 : 5,000円
- ③ 賛助会員 : 5,000円

第2項 この会は、会員に対して毎年の総会の月に、年会費の請求書を会員に送付することとする。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に届け出なければならない。

(事務局の設置)

第14条 事務局の設置は次のとおりとする。

- ① この会は、第三条にあげる事業を行なうために事務局を設けることができる。
- ② 事務局は第六条にあげるものが行なう。
- ③ 事務局職員は理事長が任命する。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、総会にて会計監査を行なう。

(総会の開催)

第16条 総会の開催は次のとおりとする。

- ① 定期総会は毎年一回、会計年度に理事長が招集する。
- ② 臨時総会は、理事長が必要と認めたときに理事長が招集する。

(総会の定足数及び議決)

第17条 総会は会員の参加によって成立し、議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

2 会員総会に欠席する者は委任状をもって会員に代行することができる。

(諸規定の制定)

第18条 当会は、会の運営上必要とみなされる費用に対し理事長の承認を受け係る費用の一部を負担する。

(付則) この会則は、平成25年8月1日から施行する。